

## 二本松市制限付一般競争入札実施要綱

平成23年7月26日

告示第118号

二本松市制限付一般競争入札実施要綱（平成17年二本松市告示第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設工事に関する業務委託（以下「建設工事等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事種別 別表第1に掲げる工事種別をいう。
- (2) 業務種別 別表第2に掲げる業務種別をいう。
- (3) 手持ち件数 市が発注する建設工事等の落札（当該落札により契約したものを除く。以下同じ。）又は契約について、同一時期における同一工事種別又は同一業務種別で未完了のもの（二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号。以下「規則」という。）第126条の検査を完了していないものをいう。）の合計件数をいう。ただし、次に掲げる落札及び契約を除くものとする。
  - ア 落札後、市が契約を締結しないこととした落札又は落札者が契約辞退を申し出た落札
  - イ 特定の1者を指定して落札又は締結した契約
  - ウ 落札金額又は当初請負金額が100万円未満の建設工事の落札又は契約
  - エ 受注者又は受託者の責めに帰すことができない事由により一時中止となる建設工事等（一時中止が解除された建設工事等を除く。）の契約
  - オ 災害復旧に係る建設工事等の落札又は契約
- (4) 入札執行者 二本松市職務権限規程（平成17年二本松市訓令第5号）第24条の規定により入札執行の権限を有する者をいう。

（対象建設工事等）

第3条 この要綱の適用となる建設工事等（以下「対象建設工事等」という。）は、市が発注する建設工事等のうち別表第1に掲げる工事種別又は別表第2に掲げる業務種別とする。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)

は、次のとおりとする。

(1) 二本松市入札参加資格審査実施要綱(平成18年二本松市告示第119号)第8条に規定する入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登録されている者であること。

(2) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領(平成19年5月28日市長決裁)第2条、第3条及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(4) 建設工事にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可(工事の内容により同法第15条の規定による特定建設業の許可が必要と認められるものについては、当該許可)及び同法第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者とし、建設工事に関する業務委託にあつては、当該業務の業務種別により業務を履行するための許可等が必要と認められるものについては、当該許可等を受けている者であること。

(5) 建設工事にあつては、二本松市入札参加資格審査実施要綱第9条に規定する所在地区区分及び同要綱第10条に規定する入札参加資格総合等級が、工事種別及び設計金額の区分ごとに別表第1に定める制限の範囲内である者とし、建設工事に関する業務委託にあつては、所在地区区分及び実績が、業務種別及び設計金額の区分ごとに別表第2に定める制限の範囲内である者であること。

(6) 手持ち件数が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める件数未満である者であること。

ア 建設工事 3件

イ 建設工事に関する業務委託 5件

(7) その他対象建設工事等ごとに定める要件を満たしている者であること。

2 入札参加資格については、前項に掲げる事項及び次に掲げるもののうちから必要に応じて制限を加え、又は制限の内容を変更することができる。

(1) 入札参加資格総合等級に関すること。

(2) 所在地区区分に関すること。

(3) 企業の同種又は類似建設工事等の実績に関すること。

(4) 企業の同規模建設工事等の実績に関すること。

(5) 配置予定技術者の資格等に関すること。

(6) その他必要な事項

3 前項の規定に基づき入札参加資格を変更しようとするときは、二本松市入札契約審査委員会要綱(平成17年二本松市告示第15号)第1条に規定する二本松市入札契約審

査委員会（以下「入札契約審査委員会」という。）に変更事項を付議するものとする。  
（入札の公告等）

第5条 市長は、制限付一般競争入札を行うときは、令第167条の6及び規則第103条の規定により次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 制限付一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）の提出方法
- (5) 入札執行の場所及び日時
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する旨
- (8) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (9) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨
- (10) その他必要な事項

2 前項の公告は、二本松市公告式条例（平成17年二本松市条例第3号）に基づき二本松市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

（入札参加申込）

第6条 前条の公告に示す入札に参加するための必要な資格を有する者のうち当該入札に参加を希望するもの（以下「入札参加希望者」という。）は、制限付一般競争入札参加申込書（第1号様式）及び入札参加に関する宣誓書を当該公告に示した提出期限までに市長に提出しなければならない。

（設計図書等の閲覧等）

第7条 市長は、約款、入札心得、図面、仕様書その他の書類（以下「設計図書等」という。）を入札公告に示した方法により閲覧に供するものとする。

- 2 入札参加希望者は、建設工事等の見積りに供する場合に限り、当該建設工事等の設計図書等を複写することができる。
- 3 入札参加希望者は、設計図書等について質問があるときは、設計図書等に関する質問書（第2号様式）を市長に提出することができる。
- 4 市長は、前項の規定により提出された質問書について設計図書等に関する回答書（第3号様式）により回答するとともに、回答書の質問事項及び回答事項を設計図書等の閲覧場所において閲覧に供するものとする。

（入札説明会）

第8条 市長は、必要があるときは、入札説明会を開催することができるものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付は、規則第106条第1項第4号の規定により免除するものとする。

2 第21条の規定に基づく通知を受けた落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5に相当する金額を納付させるものとし、公告にその旨を記載するものとする。

(入札の執行)

第10条 入札参加者は、入札公告に示す場所及び日時に、本人又は委任状を持参する代理人が出席して、入札書等を提出しなければならない。

2 前項の入札書等のうち見積内訳書については、市長が必要に応じ提出を求めるものとする。

3 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、又は規則第113条第2項の低入札調査基準価格及び同条第4項の失格基準価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を1回に限り行うものとする。

(入札の延期等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われぬおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(入札の無効等)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札金額を訂正している入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 郵便による入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札金額が最低制限価格又は規則第113条第4項の失格基準価格を設けた場合

にあつては、失格基準価格を下回る入札

(2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札

(制限付一般競争入札参加資格確認等一覧表の作成)

第13条 入札執行者は、開札の前に、制限付一般競争入札参加申込書を基に制限付一般競争入札参加資格確認等一覧表（以下「一覧表」という。）を作成しなければならない。

ただし、開札の前に作成することができないときは、開札後に作成することができる。

2 入札執行者は、入札が無効であること又は入札参加者が入札参加資格を有しないことが明らかな者も含め、全ての者を一覧表に記入するものとする。

(くじの実施)

第14条 入札執行者は、無効又は失格の入札を行った者を除き、最低価格又は第2番目の価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより順位を決定するものとする。

(落札候補者の決定)

第15条 入札執行者は、最低価格で入札した者（総合評価方式による入札にあつては、評価値が最も高い者）から第2順位までの入札参加者（無効又は失格の入札を行った者を除く。以下同じ。）（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げ、落札候補者を決定するものとする。

(落札決定の保留)

第16条 前条の場合において、入札執行者は、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行うために落札決定を保留し、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(入札参加資格の事後審査)

第17条 制限付一般競争入札は、入札参加資格の確認について入札参加希望者の入札手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、入札後に最低価格入札者等から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。

2 入札執行者は、落札候補者を決定したときは、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。

3 前項の確認は、第1順位落札候補者から順に、入札参加資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、入札執行者は、入札参加資格を有していないと認める者があつたときは、速やかに次順位の落札候補者に通知しなければならない。

4 第2項の確認は、次条で定める入札参加資格審査書類が提出された日から起算して3日以内（休日（二本松市の休日を定める条例（平成17年二本松市条例第2号）第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）に行わなければならない。

5 第14条の規定により決定した落札候補者が全て入札参加資格を有していなかったときは、第3順位以降の入札参加者を順次落札候補者として当該落札候補者に落札候補者

となった旨を通知するとともに、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合においては、第15条及び前項の規定を準用する。

(入札参加資格審査書類)

第18条 入札執行者は、開札し、落札決定を保留した後、第1順位の落札候補者に対して次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及びその他必要な書類(以下「入札参加資格審査書類」と総称する。)を提出することを指示するものとする。ただし、入札参加資格審査書類を必要としない場合は、この限りでない。

(1) 建設工事 入札参加資格審査調書(工事)(第4号様式)

(2) 建設工事に関する業務委託 入札参加資格審査調書(業務)(第5号様式)

2 前項に規定する指示を受けた落札候補者は、指示を受けた日から起算して2日以内(休日を除く。)に入札参加資格審査書類を提出しなければならない。

3 落札候補者が前項に規定する期間内に入札参加資格審査書類を提出しないとき又は入札執行者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該入札は無効とする。

(入札参加不適合の通知)

第19条 市長は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して制限付一般競争入札参加資格不適合通知書(第6号様式)により通知しなければならない。

2 前項の通知に不服のある落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(休日を除く。)に、その理由について制限付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書(第7号様式)により説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、当該請求を受けた日から起算して6日以内(休日を除く。)に、当該落札候補者に対し書面により回答しなければならない。

4 第2項に規定する理由の説明の求めは、入札事務の執行を妨げない。

(落札決定までに入札参加資格を失った場合)

第20条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなす。

(落札者の決定等)

第21条 市長は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

2 市長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話、FAXその他の確実な方法により通知しなければならない。

(低入札価格調査による落札者の決定)

第22条 第14条から前条までの規定にかかわらず、低入札調査基準価格を設けた場合

において、低入札調査基準価格を下回る価格で入札したときは、二本松市低入札価格調査実施要領（平成30年12月25日市長決裁）の定めるところにより落札者を決定するものとする。

（補則）

第23条 この要綱に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の二本松市制限付一般競争入札実施要綱の規定は、平成23年9月1日以後に公告する建設工事等に係る入札から適用し、同日前に公告した建設工事等に係る入札については、なお従前の例による。

3 第4条第1項第6号の規定は、当分の間、適用しない。

（二本松市指名競争入札実施要綱の一部改正）

4 二本松市指名競争入札実施要綱（平成17年二本松市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(二本松市制限付一般競争入札実施要綱（平成17年二本松市告示第16号）に定める第4号様式)」を削り、同条第4項中「(二本松市制限付一般競争入札実施要綱に定める第7号様式)」を削る。

（二本松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の一部改正）

5 二本松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成17年二本松市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第3条」を「第4条」に改める。

（二本松市総合評価方式試行要綱の一部改正）

6 二本松市総合評価方式試行要綱（平成20年二本松市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条」を「第4条」に改める。

第6条第1項中「第7条の規定による制限付一般競争入札参加資格確認申請書」を「第6条の規定による制限付一般競争入札参加申込書」に改める。

附 則（平成25年7月30日二本松市告示第123号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の二本松市制限付一般競争入札実施要綱の規定は、平成25年8月1日以後に

公告する建設工事等に係る入札から適用し、同日前に公告した建設工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日二本松市告示第 27 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の二本松市制限付一般競争入札実施要綱の規定は、施行日以後に公告する建設工事等に係る入札から適用し、同日前に公告した建設工事等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 1 2 月 2 5 日二本松市告示第 208 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 1 2 月 2 5 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の二本松市制限付一般競争入札実施要綱の規定は、施行日以後に公告する建設工事に係る入札から適用し、同日前に公告した建設工事に係る入札については、なお従前の例による。

別表第1（第2条－第4条関係）  
建設工事入札参加区分

工事種別：土木一式工事（下水道工事を含む。）

資格総合等級	設計金額				所在地区分による制限
	5,000万円以上	2,500万円以上 5,000万円未満	500万円以上 2,500万円未満	500万円未満	
A	○	○	○		市内又は準市内（設計金額が8,000万円未満の場合は、市内に限る。）
B		○	○	○	
C			○	○	
D				○	

工事種別：ほ装工事

資格総合等級	設計金額				所在地区分による制限
	2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満	
A	○	○	○		市内又は準市内（設計金額が3,000万円未満の場合は、市内に限る。）
B		○	○	○	
C				○	

工事種別：建築一式工事

資格総合等級	設計金額			所在地区分による制限
	4,500万円以上	500万円以上 4,500万円未満	500万円未満	
A	○	○		市内又は準市内（設計金額が8,000万円未満の場合は、市内に限る。）
B		○	○	
C			○	

工事種別：管工事

資格総合等級	設計金額		所在地区分による制限
	1,500万円以上	1,500万円未満	
A	○	○	市内又は準市内（設計金額が5,000万円未満の場合は、市内に限る。）
B		○	

工事種別：水道施設工事

資格総合等級	設計金額		所在地区分による制限
	1,500万円以上	1,500万円未満	
A	○	○	市内又は準市内（設計金額が5,000万円未満の場合は、市内に限る。）
B		○	

工事種別：電気工事

資格総合等級	設計金額		所在地区分による制限
	1,500万円以上	1,500万円未満	
A	○	○	市内又は準市内（設計金額が3,000万円未満の場合は、市内に限る。）
B		○	

別表第2（第2条—第4条関係）  
建設工事に関する業務委託入札参加区分

区分	業務種別	設計金額	所在地区分による制限					実績による制限
			市内	準市内	安達管内	県北管内	県中管内	
測量	測量一般	1,000万円未満	○					
		1,000万円以上 1,500万円未満	○	○				
		1,500万円以上	○	○	○	○		市内、準市内業者以外にあっては、二本松市が発注した業務の受注実績があること。
	地図の調整	全額	○	○	○	○	○	市内、準市内業者以外にあっては、官公庁が発注した同等規模以上の業務受注実績があること。
	航空測量							
建築関係建設コンサルタント	建築一般	全額	○	○	○	○	○	国、県、県内各市が発注した業務で同等規模以上の業務受注実績があること。
	意匠							
	構造							
	暖冷房							
	衛生							
	電気							
	建築積算							
	機械積算							
	電気積算							
	調査							
	耐震診断							
地区計画及び地域計画								
土木関係建設コンサルタント	道路	1,000万円未満	○					
		1,000万円以上 1,500万円未満	○	○				
		1,500万円以上	○	○	○	○		市内、準市内業者以外にあっては、二本松市が発注した業務の受注実績があること。
	河川・砂防及び海岸・海洋	1,000万円未満	○					
		1,000万円以上 1,500万円未満	○	○				
		1,500万円以上	○	○	○	○		市内、準市内業者以外にあっては、官公庁における業務受注実績があること。

農業土木	1,000万円未満	○							
	1,000万円以上 1,500万円未満	○	○						
	1,500万円以上	○	○	○	○			市内、準市内業者以外にあっては、官公庁における業務受注実績があること。	
森林土木	1,000万円未満	○							
	1,000万円以上 1,500万円未満	○	○						
	1,500万円以上	○	○	○	○			市内、準市内業者以外にあっては、官公庁における業務受注実績があること。	
造園	1,000万円未満	○							
	1,000万円以上 1,500万円未満	○	○						
	1,500万円以上	○	○	○	○			市内、準市内業者以外にあっては、官公庁における業務受注実績があること。	
港湾及び空港	全額							市内、準市内業者以外にあっては、官公庁における業務受注実績があること。	
電力土木									
鉄道									
上水道及び工業用水道									
下水道									
水産土木									
廃棄物									
都市計画及び地方計画									
地質									
土質及び基礎									
鋼構造物及びコンクリート			○	○	○	○	○		○
トンネル									
施工計画、施工設備及び積算									
建設環境									
機械									
電気・電子									
宅地造成									
電算・計算関係									
防災									
その他									

地質調査	地質調査	全額	○	○	○	○	○	○	市内、準市内業者以外にあっては、官公庁における業務受注実績があること。
補償コンサルタント	土地調査	全額	○	○	○	○	○	○	市内、準市内業者以外にあっては、官公庁における業務受注実績があること。
	土地評価								
	物件								
	機械工作物								
	営業及び特殊補償								
	事業損失								
	補償関連								
総合補償									
不動産鑑定	不動産鑑定	全額	○	○	○	○	○	○	市内、準市内業者以外にあっては、官公庁における業務受注実績があること。
登記手続等	登記手続等	全額	○	○	○	○	○	○	市内、準市内業者以外にあっては、業務受注実績があること。

備考 実績と認める要件としては、一覧に掲げた要件の他に、①業務の契約締結日が、公告日を基準として過去10年以内であること、②元請として受注していることの2点全て満たしている場合に限る。

第1号様式（第6条、第13条関係）

制限付一般競争入札参加申込書

年 月 日

二本松市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

（作成担当者

印

）

下記工事（業務）に係る制限付一般競争入札参加の申し込みをいたします。

記

1 工事（業務）番号

2 工事（業務）名

第2号様式（第7条関係）

設計図書等に関する質問書

年 月 日

二本松市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

（作成担当者

印

）

下記のとおり質問いたします。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名
- 3 質 問 事 項

第3号様式（第7条関係）

設計図書等に関する回答書

年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名

二本松市長

印

下記のとおり回答いたします。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名
- 3 質問事項及び回答事項

質問事項	回答事項

第4号様式（第18条関係）

入札参加資格審査調書（工事）

年 月 日

二本松市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号

（作成担当者

）

下記工事に係る入札参加資格審査調書を提出いたします。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 配置技術者等

※ 当該書類提出後の配置技術者等の変更は、病休、退職等の特別の理由がある場合以外は認めません。

主任（監理）技術者	氏名	資格
監理技術者資格証交付番号 第		号（監理技術者を必要要件とする場合）

現場代理人	氏名
-------	----

- 4 同種工事实績

工事種別	工事名	発注者名	
施工場所	施工年度	年	元請・下請
工事概要		請負代金額（円）	

- 5 その他

当該調書のほか、市から提出の指示があった書類については、速やかに提出すること。

以下の事項について誓約いたします。

- ・ この調書のすべての記載内容は、事実と相違ないこと。
- ・ 配置技術者等については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。特に専任の技術者を要する場合は、入札日以前に3箇月以上の雇用関係があること。
- ・ この誓約に反する事実が確認された場合又は工事の重複による配置技術者等の専任違反となる事実が確認された場合は、契約を締結しないこと又は契約を解除することに異議を申し立てないこと。

第5号様式（第18条関係）

入札参加資格審査調書（業務）

年 月 日

二本松市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

下記業務に係る入札参加資格審査調書を提出いたします。

記

- 1 業務番号
- 2 業務名
- 3 配置技術者

※ 技術者については、配置の必要がある場合、その者を記載すること。

当該書類提出後の配置技術者の変更は、病休、退職等の特別の理由がある場合以外は認めません。

主任技術者	氏名		法令による取得資格及び免許番号
管理技術者	氏名		法令による取得資格及び免許番号
照査技術者	氏名		法令による取得資格及び免許番号
( )	氏名		法令による取得資格及び免許番号

- 4 同種業務実績

業 種	委託業務名	
発注者名		履行年度 年
業務概要	契約金額（円）	

- 5 その他

当該調書のほか、市から提出の指示があった書類については、速やかに提出すること。

以下の事項について誓約いたします。

- ・ この調書のすべての記載内容は、事実と相違ないこと。
- ・ 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・ この誓約に反する事実が確認された場合は、契約を締結しないこと又は契約を解除することに異議を申し立てないこと。

第6号様式（第19条関係）

制限付一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

二本松市長

印

先にあなたを落札候補者とし、入札参加資格を確認する旨通知しました下記の工事（業務）については、下記のとおり入札参加資格がないことを確認しましたので、お知らせします。

なお、この通知に不服があるときは、理由の説明を求めることができますので、説明を求める場合は、年 月 日までに、二本松市制限付一般競争入札実施要綱第7号様式により請求してください。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名
- 3 入札参加資格がないと認めた理由

第7号様式（第19条関係）

制限付一般競争入札参加資格不適格通知に対する理由説明請求書

年 月 日

二本松市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

（作成担当者

印

）

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事（業務）名
- 3 理由の説明を求める理由